

広島県公安委員会告示第62号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和7年9月1日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
5 P 06 85	告示の日 (令 和 7 年 9 月 1 日) から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	e 新世紀エヴァン ゲリオン17 はじ まりの記憶R	株式会社ビスティ 代表取締役 東郷 裕二 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29番14号)	左同
4 P 17 69	同上	同上	P Aフィーバーダ ンまち2 Y G	株式会社三共 代表取締役 小倉 敏男 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29番14号)	左同
410768	同上	同上	P Aフィーバーか らくりサーカス2 Y F	同上	左同